



犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪件数が年々増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど極めて憂慮すべき状況にあり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護もなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利に関し、一定の前進は図られたところであるが、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なものである。

犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって政府及び国会においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、以下の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月22日

足 利 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

以上のことは、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、佐野市議会は、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため下記の項目を早急に実現することを強く要請する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度(附帯私訴)を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 扇 千景 様

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

総務大臣 麻生 太郎 様

法務大臣 野 沢 太 三 様
財務大臣 谷 垣 禎 一 様
厚生労働大臣 坂 口 力 様
国家公安委員長 小 野 清 子 様
検事総長 松 尾 邦 弘 様
警察庁長官 漆 間 巖 様

佐野市議会

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

以上のことは、法制度上被害者・被告人に認められている人権保護と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、小山市議会は、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため下記の項目を早急に実現する事を強く要望する。

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現し
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

栃木県小山市議会

○意見書提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長
検事総長
警察庁長官 あて

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、被害者やその家族に対する権利擁護と救済措置はいまだ不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、被害者等に対する支援等を推進することは、国の責務である。

そのためには、刑事手続における被害者の地位を確かなものにするとともに、被害者等の被害の回復と社会復帰が速やかになされていくような、医療・生活補償、精神的支援などの支援制度を確立することが必要である。

このようなことから、犯罪被害者の権利と被害回復制度等の確立のため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月28日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官
衆・参両院議長

} 全て

議員案第8号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書を次のとおり提出する。

平成16年9月28日

提出者	宇都宮市議会議員	杵 洵 広
同	同	半 貫 光 芳
同	同	塚 原 毅 繁
同	同	南 木 清 一
賛成者	同	小 林 睦 男
同	同	大 貫 隆 久
同	同	篠 崎 光 男
同	同	諏 訪 利 夫

(提出の理由)

刑事手続における被害者の地位を確かなものにし、被害者等の被害の回復と社会復帰が速やかになされていくような、医療・生活補償、精神的支援などの支援制度を確立することを強く要望するため、この案を提出するものであります。



犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状況に置かれてきた。

治安の悪化により、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあつて、犯罪被害者が被害回復と支援を求めることを正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度などを確立することが急務となっている。

これまで平成12年の犯罪被害者保護関連二法の制定、平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の改正、さらに平成16年には、故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務について非免責債権とする新破産法の制定など犯罪被害者対策の拡充は図られてきているが、依然として犯罪被害者対策が十分であるとは言えない状況にある。

よって、国においては、下記事項に取り組み、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図るよう強く要望する。

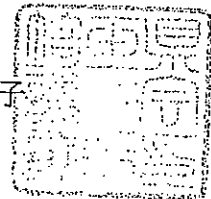
記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月13日

埼玉県議会議員 井上 直子



衆議院議長	河野洋平	} 様
参議院議長	扇千景	
内閣総理大臣	小泉純一郎	
法務大臣	南野知恵子	
国家公安委員会委員長	村田吉隆	
警察庁長官	漆間巖	

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行われていると言っても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月22日

熊谷市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇 千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
法務大臣 野沢太三様
国家公安委員会委員長 小野清子様
警察庁長官 漆間 巖様



犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

こうした現状を是正するべく、「犯罪被害者基本法」が、第161回国会において成立したが、これは理念法であり、具体的施策は今後の問題として残されている。

よって、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため下記の項目を早急に実現する事を強く要請する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成16年12月17日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
 総務大臣
 法務大臣
 国家公安委員会委員長
 警察庁長官
 衆議院議長
 参議院議長

様

提出者	川口市議会議員	田口順子
賛成者	〃	菅 克己
〃	〃	板橋智之
〃	〃	阿部ひろ子
〃	〃	田中 優
〃	〃	池田嘉明
〃	〃	伊藤信男
〃	〃	松本佳和
〃	〃	村岡正嗣
〃	〃	榎本 修
〃	〃	立石泰広
〃	〃	志賀久男
〃	〃	金子信男
〃	〃	永井輝夫

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置され、孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状況に置かれてきた。

治安の悪化により、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあって、犯罪被害者が被害回復と支援を求めることを正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度などを確立することが急務となっている。

これまで平成12年の犯罪被害者保護関連二法の制定、平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の改正、さらに平成16年には、故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務について非免責債権とする新破産法の制定など犯罪被害者対策の拡充は図られてきているが、依然として犯罪被害者対策が十分であるとは言えない状況にある。

よって国及び政府においては、以下の事項に取り組み、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図るよう強く求める。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成16年12月21日

上尾市議会議長 松崎 真一

○犯罪被害者支援制度の確立等を求める意見書

我が国では、近年、犯罪件数が200万件を超えて急増しており、その内容も重要凶悪事件の多発や、少年非行の深刻化に見られる犯罪の低年齢化など、極めて憂慮すべき状況にある。世界一安全な国と言われてきた日本の安全神話は、もはや、崩れ去った過去の概念となりつつある。

犯罪被害者とその家族は、これまで、法制度による保護がないことから、長い間、社会的に放置され、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、福祉の対象からも外されるなど、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく」という平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者の権利は軽視されている一方、加害者の権利だけが保護される極めて不公正な扱いがなされている。

こうした中で、社会的関心の高まりと犯罪被害者自身の懸命な努力により、「犯罪被害者保護関連法」が制定され、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されるなど、ようやく犯罪被害者支援に一定の前進が見られた。しかし、これらは、被害者の権利にかかわる一定の前進ではあるものの、あくまで部分的な改善にとどまるものであって、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なまま現在に至っている。

国は、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立する重大な責務を担っている。

よって国においては、下記のとおり、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、速やかに法整備並びに制度の確立を図られるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者が刑事訴訟手続きに参加できる制度を創設すること。
2. 犯罪被害者が民事上の損害賠償請求を行うことができるよう、附帯私訴の制度を確立すること。
3. 故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく債務についても、破産によって免責されないよう法を整備すること。
4. 犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 国家公安委員会委員長 警察庁長官

H16、10、12

千葉県議会

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、これまで犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら偏見と好奇の目にさらされ、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状況に置かれてきた。

こうした中、平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者の権利行使に一定の成果は見られたが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など犯罪被害者にとって重要な権利は全く認められていない。

また、我が国の司法制度では、犯罪被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならない、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な精神的、経済的負担が強いられている。

このことは、医療費、食料費、国選弁護報酬費等まで高額な費用を国が負担している加害者への人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、本市議会は国に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、以下の事項について強く求めるものである。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度(附帯私訴)を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月21日

千葉市議会

議長 森 茂樹

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

国家公安委員長

衆議院議長

参議院議長

あて

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない。このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、更に多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 3 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月30日

東京都議会議長 内田 茂

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

法務大臣 国家公安委員会委員長 警察庁長官 あて提出

議員提出議案第4号

犯罪被害者救済制度の充実に関する意見書提出について

上記の議案を提出する。

平成16年3月17日

提出者 荒川区議会議員

長崎 慶一	茂木 弘	若林 清子
竹内 捷美	菅谷 安男	崎山 知尚
並木 一元	斉藤 泰紀	浅川 喜文
鈴木 堅之	荻原 豊	須永 京子
吉田 詠子	保坂 正仁	中村 尚郎
萩野 勝	戸田 光昭	武藤 文平
小坂 英二	小坂 眞三	服部 敏夫
守屋 誠	鳥飼 秀夫	志村 博司

犯罪被害者救済制度の充実に関する意見書

わが国の犯罪件数は、年々増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は、急速に悪化の一途を辿っています。これらの事件による犯罪被害者とその家族の精神的被害は深刻であり、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、精神的、経済的苦痛に加え、深刻な生活難に追い込まれています。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧される一方で、過度とも言える加害者の人権保護のみが際立ち、わが国の犯罪被害者がおかれている不公平な立場を明確にしています。その一方で加害者に対しては、逮捕以後、医療費、食料費、生活管理費等から国選弁護報酬費まで、平成12年度で427億9,104万円もの高額な公費を国が負担しています。

このように一方的な「加害者の人権」だけが保護される不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性を有する以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための犯罪被害者救済制度の充実を図ることは、国の責務であります。

よって、荒川区議会は、政府に対し、犯罪被害者の権利と犯罪被害者救済制度の確立に向けて、下記の事項について早急に支援体制の整備を図るよう強く要請します。

記

- 1 犯罪被害者本位の刑事司法を実現するとともに、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 2 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成16年 月 日

荒川区議会議長名

内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・財務大臣・国家公安委員会委員長あて